

# 平成25年度第1回大船渡市都市計画審議会

日 時 平成25年 5 月10日（金）午後1時30分

場 所 大船渡市役所 第一会議室

## 次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 議事

(1) 議案第1号 大船渡都市計画土地区画整理事業の変更について

(2) 議案第2号 大船渡都市計画公園の変更について

(3) 議案第3号 大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の  
決定について

(4) その他

5 その他

6 閉会

平成25年度

第1回大船渡市都市計画審議会議案書

日 時 平成25年 5 月10日（金）午後1時30分

場 所 大船渡市役所 第一会議室

大船渡市都市計画審議会

大船渡市都市計画審議会付議案件

議案第1号 大船渡都市計画土地区画整理事業の変更について

議案第2号 大船渡都市計画公園の変更について

議案第3号 大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について

議案第1号

大船渡都市計画土地区画整理事業の変更について

標記について、大船渡市長から次のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

計 画 書

大船渡都市計画土地区画整理事業の変更（大船渡市決定）

都市計画大船渡駅周辺地区土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	大船渡駅周辺地区土地区画整理事業					
面 積	約33 .8ha					
公共施設の配置	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
		都市計画道路	3・4・1茶屋前線	20m	366m	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
			3・4・2野々田明神前線	20m	377m	
			3・5・6大船渡日頃市線	20m	640m	
			3・6・13明神前普金線	12～15m	107m	
			3・6・14大船渡細浦線	20m	935m	
	上記路線を基幹とし、交通の円滑化や災害時の避難路としての機能にも配慮するとともに、土地利用計画との整合や歩行者導線等も踏まえ、区画道路等を適宜配置する。					
公園及び緑地	公園は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し適宜配置する。					
宅地の整備	<p>J R東日本大船渡線の軌道敷より西側の区域を住宅系の土地利用とし、災害に強いまちづくりを行うため、盛土による嵩上げを行う。</p> <p>J R東日本大船渡線の軌道敷より東側の区域を産業系の土地利用とし、街区規模を適正に設定する。</p>					

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

東日本大震災津波の被害から、より一層の早期復興を図るため、本案のように変更する。

## 変 更 理 由 書

本地区は、大船渡市復興計画において、本市の中心市街地として、産業の復興と安全な住宅地の形成を目指す地区として位置づけられており、平成24年10月29日に土地区画整理事業の都市計画決定を行った。

その後、地権者や関係機関との協議を進め、本地区の中心部において、商業業務機能等を集約させるとともに、震災時の都市機能を維持するための防災活動拠点の整備を行うため、都市施設として一団地の津波防災拠点市街地形成施設の都市計画決定を予定していることから、この都市施設の区域を本区域から除外する。

また、災害に強いまちづくりを行うためJR東日本大船渡線の軌道敷より西側の区域において、盛土による嵩上げを行う計画であったが、大船渡湾の防潮堤高の変更や本地区内の中心部を流れる二級河川須崎川の改修計画の検討等を踏まえて、津波シミュレーションを再度実施したところ、国道45号沿道等の区域界部等において嵩上げの不要な区域が生じたことから、これらの区域を本区域から除外する。

以上のことから、より一層の早期復興を図るため、大船渡駅周辺地区土地区画整理事業を本案のように変更するものである。

## 議案第2号

### 大船渡都市計画公園の変更について

標記について、大船渡市長から次のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

#### 大船渡都市計画公園の変更（大船渡市決定）

1. 都市計画公園中2・2・7号笹崎公園を廃止する。

#### 理 由

東日本大震災津波被害からの復興に際し、大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業による公園の再配置のため、都市計画を廃止する。

## 理 由 書

本公園を含む区域においては、東日本大震災津波被害からの復興に際し、良好な市街地形成を図るため、大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業が決定され、街区公園等については、再配置が計画されていることから、土地区画整理事業の認可申請に先立ち本案のとおり都市計画を廃止するものである。

議案第 3 号

大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定について

標記について、大船渡市長から次のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

計 画 書

大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定（大船渡市決定）

都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡地区）を次のように決定する。

名 称	一団地の津波防災拠点市街地形成施設(大船渡地区)			
位 置	岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前、字野々田の各一部			
面 積	約 2. 3 ha			
公共施設、住宅施設、特定業務施設又は公益施設の位置及び規模	公益的施設	約 2. 3 h a	備考	地域交流センター、商業施設等を配置する。
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度	—			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度	400%以下			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	80%以下			

「区域、公益的施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

津波が発生した場合においても維持する拠点となる市街地を形成し、大船渡駅周辺地区の復興を先導するため、本案のように決定する。



## 理 由 書

本地区を含むJR大船渡駅を中心とした市街地は、古くから、本市の中心市街地を形成しており、商店街やスーパー、飲食店等が数多く立地していた。

東日本大震災の大津波により、本地区及びその周辺市街地においても、建物の流出や、地盤沈下、道路の陥没・亀裂、ライフラインの寸断等、壊滅的な被害を被った。

本地区では、これまで本市の産業を牽引してきた経緯を踏まえ、大船渡市復興計画においては、将来的にも本市の中心市街地として、産業の復興を図るとともに、より安全な市街地を形成していくこととしている。このことから、商業業務機能を集約させるとともに、土地区画整理事業で整備を予定している道路網も活用しながら当該区域内の都市機能を連携させ、津波が発生した場合においても維持するための交流センター、商業施設、公共施設等を直接買収方式により整備し、本地区の復興を先導するため、本案のように決定する。